

# 契約数量変更申請期限後の対応について（お知らせ）

## 1. 経過

畜産基金の加入生産者が廃業等の理由により年度途中で数量変更を行う場合、積立金徴収の関係から、その申請期限は当該四半期の前々月末（7～9月期の数量変更であれば5月末）となっており、その後は、当該四半期開始前（6月1日～6月末日）に数量変更の事由が生じた場合も、契約数量どおりに積立金を納付しなければなりません。

これまで、数量変更の申請期限後、生産者に支払ってもらうまでの間に生産者が死亡され廃業されるケースが想定されましたが、申請期限後の数量変更を認める規定はありませんでした。

また、災害や鳥インフルエンザ等発生時には、農林水産省の指導もあり、個別に対応してきたところです。

近年、台風被害や突発的な伝染病の発生等の事例が毎年発生していることから、以下の対応案により、あらかじめ申請期限後の数量変更に係る事由を明示し、さらに申請期限の延長措置を講じることにより数量契約変更事務の円滑化を図ります。

## 2. 対応

### ア. 追加数量変更の事由

- ①基金契約者の死亡（または行方不明）により廃業となる場合
- ②基金契約者の破産等により積立金が納付できない場合
- ③風水害等の天災、もしくは火災により被害が生じた場合
- ④家畜伝染病予防法等法令の定めに基づく殺処分等の命令が出された場合

以上の4つの事由の場合、以下の日程で追加的に数量変更を認めることとします。

なお、この手続きについては便宜的に「追加数量変更」と呼ぶこととします。

### イ. 数量変更、追加数量変更の申請期限

	第2四半期 (7～9月期) 以降	第3四半期 (10～12月期) 以降	第4四半期 (1～3月期)
数量変更 申請期限（現行） (加入生産者→単協等) (単協等→2号会員) (2号会員→1号会員)	5月10日 5月20日 5月末日	8月10日 8月20日 8月末日	11月10日 11月20日 11月末日
<b>追加数量変更 申請期限</b> <b>(1号会員への申請期限)</b> <b>(畜産基金への申請期限)</b>	<b>6月20日</b> <b>6月25日</b>	<b>9月20日</b> <b>9月25日</b>	<b>12月20日</b> <b>12月25日</b>

注1：申請を受けた畜産基金は、積立金請求額の修正を行います。

注2：申請期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げます。

ウ、通常補填積立金の徴収と納入

徴収および納入の期限は下記のとおりとします。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
加入生産者～単協等	3月20日	6月20日	9月20日	12月20日
単協等～2号会員 (加入生産者～2号会員)	3月25日	6月25日	9月25日	12月25日
2号会員～1号会員 (単協～1号会員)	3月末日	6月末日	9月末日	12月末日
1号会員～基金	3月末日	6月末日	9月末日	12月末日

(注) 徴収および納入期限が金融機関の休業日の場合は、前営業日に繰り上げます。

3. 適用時期

平成29年度第2四半期以降の変更申請から適用します。

4. その他

具体的な手続きについては、1号会員（全国連）にご相談ください。

以上